

議第71号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和2年12月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

- 1 財産の表示 各小中学校 電子黒板 156台
- 2 取得金額 34,650,000円
- 3 取得の相手方 奈良県大和高田市栄町2番3号
高橋正株式会社
代表取締役 高橋 正典
- 4 契約の方法 条件付き一般競争入札

理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第72号

檀原市地区公民館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 施設の名称及び指定する団体

施設の名称	指定する団体	
	住所	団体名
檀原市香久山地区公民館	檀原市膳夫町477番地	香久山地区自治委員会
檀原市八木地区公民館	檀原市北八木町2丁目1番6号	八木地区自治委員会
檀原市今井地区公民館	檀原市今井町2丁目3番23号	今井地区自治委員会
檀原市新沢地区公民館	檀原市川西町611番地	新沢地区自治委員会
檀原市耳成地区公民館	檀原市葛本町593番地	耳成地区自治委員会
檀原市畝傍地区公民館	檀原市見瀬町202番地の1	畝傍地区自治委員会
檀原市金橋地区公民館	檀原市雲梯町927番地	金橋地区自治委員会
檀原市白檀地区公民館	檀原市白檀町2丁目32番11号	白檀地区自治委員会
檀原市真菅地区公民館	檀原市曾我町1281番地の18	真菅地区自治委員会
檀原市鴨公地区公民館	檀原市醍醐町42番地の2	鴨公地区自治委員会
檀原市多地区公民館	檀原市新口町244番地の2	多地区自治委員会

2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第73号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和2年12月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 被告となるべき者らの住所及び氏名

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

(1) 被告らは、原告檀原市に対し、金8,390円及びこれに対する各納期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

3 本件に関する取扱い

(1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。

(2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 檀原市休日夜間応急診療所の診療料を滞納している者らに対し、診療料等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第74号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和2年12月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 被告となるべき者らの住所及び氏名

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

(1) 被告らは、原告檀原市に対し、金8,210円及びこれに対する各納期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

3 本件に関する取扱い

(1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。

(2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 檀原市休日夜間応急診療所の診療料を滞納している者らに対し、診療料等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第75号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和2年12月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[Redacted]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告檀原市に対し、金7,850円及びこれに対する各納期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 檀原市休日夜間応急診療所の診療料を滞納している者に対し、診療料等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第76号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和2年12月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[Redacted]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告檀原市に対し、金7,040円及びこれに対する各納期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 檀原市休日夜間応急診療所の診療料を滞納している者に対し、診療料等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第77号

奈良県広域消防組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良県広域消防組合同規約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

橿原市長 亀田 忠彦

理由 奈良県広域消防組合の管理者、副管理者等の人数及び選任方法、附属機関、経費の負担等について、同組合同規約に所要の変更を行うため

議第77号別紙

奈良県広域消防組合理約の一部を変更する規約

奈良県広域消防組合理約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「別表第1の区分を構成する市町村」を「別表（え）欄に掲げる市町村」に、「同表の区分ごとにそれぞれ同表に定める」を「同表（う）欄に掲げる」に改める。

第8条第2項中「2人を置く」を「6人を置き、その1人を代表副管理者とする」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「管理者の属する市町村以外の組合市町村の長の互選により定める。」を「管理者以外の代表市町村長をもって充てる。」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「管理者は、」の次に「別表（あ）欄に掲げる区分ごとに同表（い）欄に掲げる市町村の長の互選により定める代表市町村長（以下「代表市町村長」という。）の中から、組合の条例で定める総会において」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副管理者の定数は、組合の条例で増加することができる。

第8条に次の1項を加える。

6 代表副管理者は、副管理者の互選により定める。

第10条を次のように改める。

（管理者等の任期）

第10条 管理者、代表副管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）並びに代表市町村長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、代表市町村長は別表（い）欄に掲げる代表市町村長の選出区分を組織する市町村の長の許可をもって辞任することができる。

3 管理者等及び代表市町村長が組合市町村の長の職を失ったときは、同時に管理者等及び代表市町村長の職を失う。

4 管理者等及び代表市町村長がその職を辞し又は失ったとき、補欠の管理者等及び代表市町村長の任期は、前任の残任期間とする。

第13条の見出しを「（正副管理者会議）」に改め、同条第1項中「事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。」を「運営に関する重要事項等の意思決定を行うため、正副管理者会議を置く。」に改め、同条第2項中「運営協議会の委員は、別

表第1の区分ごとにそれぞれ同表に定める当該区分を構成する市町村の長の代表者各1人をもって充てる。」を「正副管理者会議は、管理者等をもって構成する。」に改め、同条第3項中「運営協議会」を「正副管理者会議」に、「管理者が」を「組合の条例で」に改める。

第15条を削る。

第3章中第14条の次に次の1条を加える。

(附属機関)

第15条 組合に企画調整会議を置く。

- 2 企画調整会議は、管理者の諮問に応じ、消防に関する事項について調査審議する。
- 3 前項に定めるもののほか、企画調整会議について、必要な事項は別に定める。

第16条を次のように改める。

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、組合市町村の分担金、手数料、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

第4章中第16条の次に次の1条を加える。

(経費の負担)

第17条 前条の分担金は、その総額を基準財政需要額割、救急出動件数割等に基づき算出するものとし、その割合は組合の条例で定める。

- 2 管理者が、前項の規定によることが適当でないとする経費については、関係市町村の協議により負担の方法を定めるものとする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表 (第5条、第8条、第10条関係)

(あ)	(い)	(う)	(え)
代表市町村長の選出区分	代表市町村長の選出区分を構成する市町村	議員の数	議員の選出区分を構成する市町村
第1区分	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町	4人	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町
第2区分	桜井市、宇陀市、曾爾村及び御杖村	1人	桜井市
		2人	宇陀市、曾爾村及び御杖村

第3区分	五條市、野迫川村及び十津川村	2人	五條市、野迫川村及び十津川村
第4区分	大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町	1人	大和郡山市
		4人	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町
第5区分	香芝市、葛城市及び広陵町	1人	葛城市
		2人	香芝市及び広陵町
第6区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	2人	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
		2人	大淀町、下市町、黒滝村及び天川村
第7区分	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村	4人	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(議会の組織に関する経過措置)

第2条 この規約による改正前の第5条第1項の規定により選出された議会の議員は、改正後の第5条第1項の規定により選出されたものとみなす。

(管理者及び副管理者の任期に関する経過措置)

第3条 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において管理者及び副管理者である者の任期は、その日に満了する。

(準備行為)

第4条 この規約による改正後の第8条第4項から第6項までの規定による管理者、代表副管理者及び副管理者の選出に関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

議第78号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和2年12月7日提出

檀原市長 亀田 忠彦

認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1689	四条町37号線	四条町671番先から	四条町672番先まで	-
1690	地黄町36号線	地黄町31番先から	地黄町31番先まで	-
2448	葛本町60号線	葛本町187番先から	葛本町187番先まで	-
4461	石川町32号線	石川町481番先から	石川町479番先まで	-

理由 市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(議第78号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
1689	四条町37号線	97.5	6.0
1690	地黄町36号線	131.4	6.0
2448	葛本町60号線	46.3	4.5
4461	石川町32号線	149.0	6.3